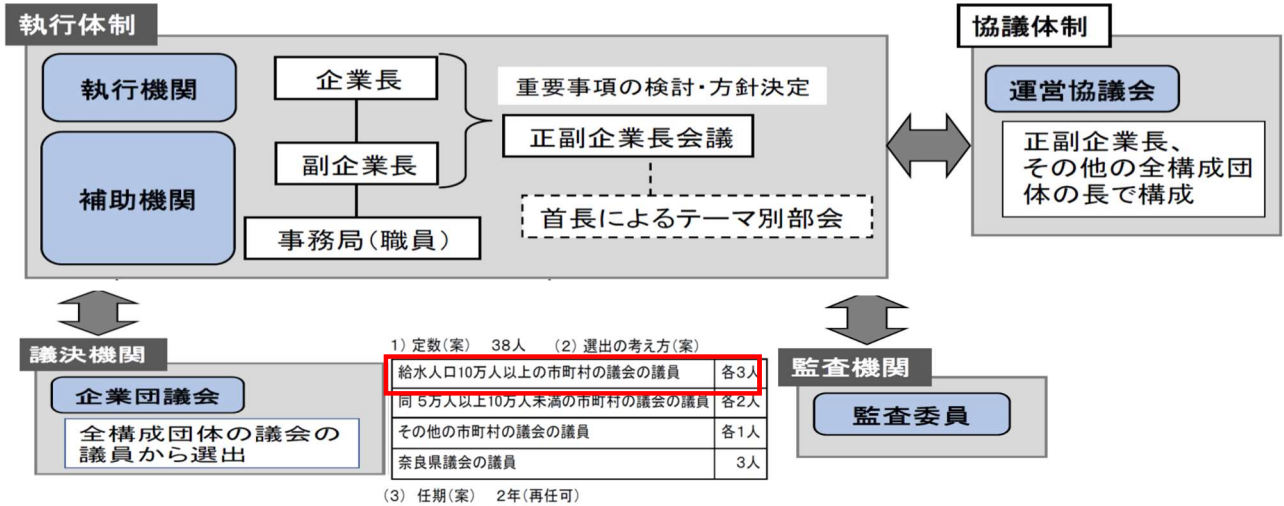


県域水道一体化の検討状況について

県内の各水道事業を統合して一つの水道事業体としての運営を令和7年度の事業開始を目標に、これまで検討を重ね、令和5年4月より法定協議会に移行し更なる議論を進めてきました。令和5年度中に整理すべきと定められている事項のうち重要な内容を中心に報告します。

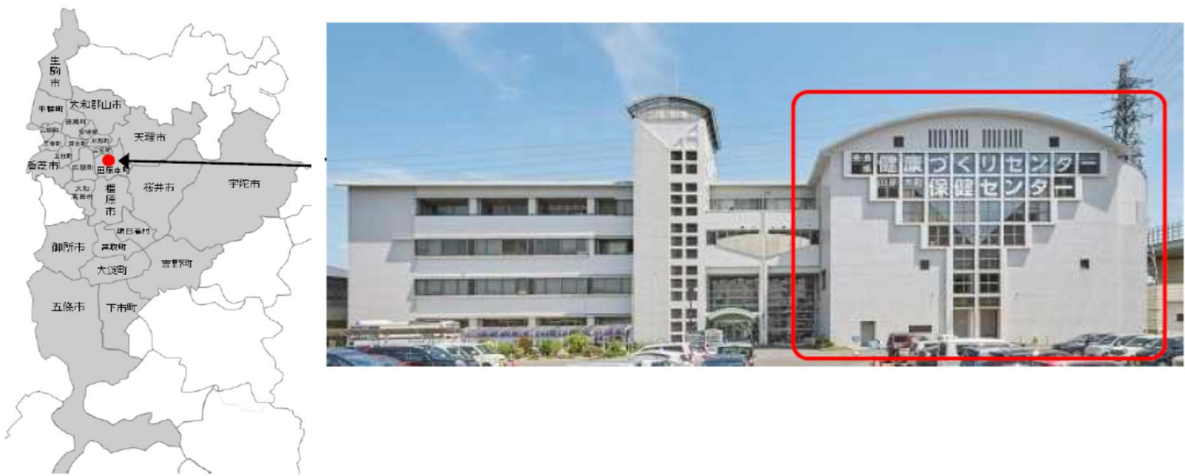
●組織体制

○意思決定、執行体制



- ・企業長→知事 副企業長→橿原市長、生駒市長の他に市長、町・村長各2名のあわせて6名
- ・運営協議会を設置し、全構成団体首長で重要事項の協議
- ・企業団議会は全構成団体の議会から議員選出するが、それぞれの定数は人口規模を考慮

●企業団本部の位置



- ・田原本町にある県所有の建物 ⇒令和7年4月～ 使用開始 (一部9月～ (見込))

●収支見とおしと料金体系の設定

○前提

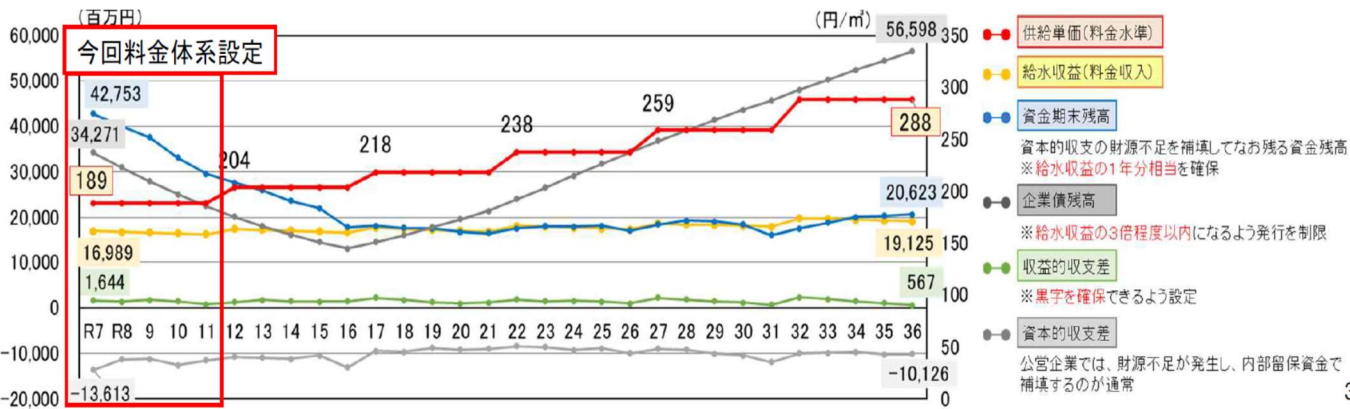
- ・将来の水需要の減少や管路など施設の老朽化への投資需要が増大するため、水道料金の上昇は避けられないが、統合することにより、単独経営の場合より料金上昇を抑制することができる。
- ・投資需要に対応するには、統合による料金上昇効果を発揮しつつも健全な事業運営の持続的確保のためには、適正な水道料金等による収入の確保が必要。

○収支見とおしの基本的考え

- ・以下の考えに基づき、令和7年度～36年度までの財政見とおしを算定

財政健全性確保のための基本設定		各項目の設定(概要)	
○収益的収支 期間中の黒字を確保 ○資金期末残高 給水収益の1年分相当を確保 ○企業債 給水収益の3倍以内になるよう発行を制限 ○上記の条件が充足されるよう、料金水準を算定期間ごとの総括原価方式により設定		○建設改良費(投資)……各団体が整備実績や計画を勘案し今後老朽対策等に必要と見込んだ額の計(4,270億円)に、一体化後の新たな投資の増減(△109億円)を反映(4,161億円) ○投資財源……国交付金(211億円)・県財政支援(211億円)を活用(R7～16(10年間)) ○その他の項目……各団体が積算した値の計を基に、以下の他律的要素等を反映	
		＜参考資料・データ＞	
		給水人口	出生中位・死亡中位仮定に基づき設定
		将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所公表)における出生中位・死亡中位仮定	
		物件	上昇率 吸収率(※1) 1.0% 90% (1.0%-0.9%=0.1%)
		人件費	上昇率 吸収率(※2) 1.0% 90% (1.0%-0.9%=0.1%)
		企業債借入利率	1.6% 直近(R5年11月)の利率(1.5%)＋危険負担(0.1%)

○将来(令和36年度まで)の収支見とおし



※管路等を適切に更新しつつ収支均衡を保っていくためには供給単価は右肩上がりとなる

○料金体系の設定

- ・財政見とおしを踏まえ令和7年度～11年度(5年間)までの料金体系を設定
- ・市町村の現状を踏まえ、原則料金体系を統一
 - ・用途別と口径別に区分設定
 - ・用途別⇒一般用と浴場用の2区分
 - ・口径別⇒13mm, 20mm, 25mm, 30mm, 40mm, 50mm, 75mm, 100mm, 150mm, 200mmの10区分
 - ・基本料金と従量料金(逦増型)の二部料金として料金設定
 - ・基本料金 使用水量にかかわらず口径・用途に応じて負担してもらう金額
 - ・従量料金 使用水量に応じて負担してもらう料金

●水道料金体系の統一

○料金表のイメージ

口径	基本料金 (円/月)	従量料金(円/㎡)					
		1～0㎡	0～0㎡	0～0㎡	0～0㎡	0～0㎡	0～0㎡
13mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
20mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
25mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
30mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
40mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
50mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
75mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
100mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
150mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
200mm	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円

- ①基本料金の設定
- ②水量区画の設定
- ③従量料金の設定
- 使用水量に関係なく発生する費用（維持管理費、検針費用など）を配分
- 使用状況により実際の使用水量の分布を設定
- 使用水量に応じて変動する費用（電力料金など）を配分

○料金体系の統一

企業団全体の必要料金収入総額（R7～11）で約833億円を確保できるように設定

・企業団の新しい料金体系（現時点）

口径	基本料金 (円)	従量料金（円/㎡）						
		1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	390	85	147	184	242	300	358	416
20mm	870							
25mm	1,440							
30mm	2,170							
40mm	3,920							
50mm	6,830							
75mm	15,530							
100mm	28,690							
150mm	65,280							
200mm	118,230							

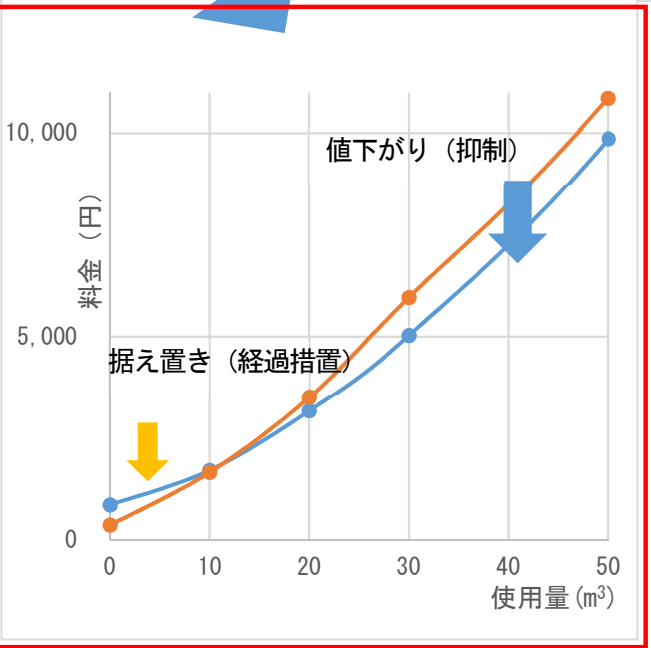
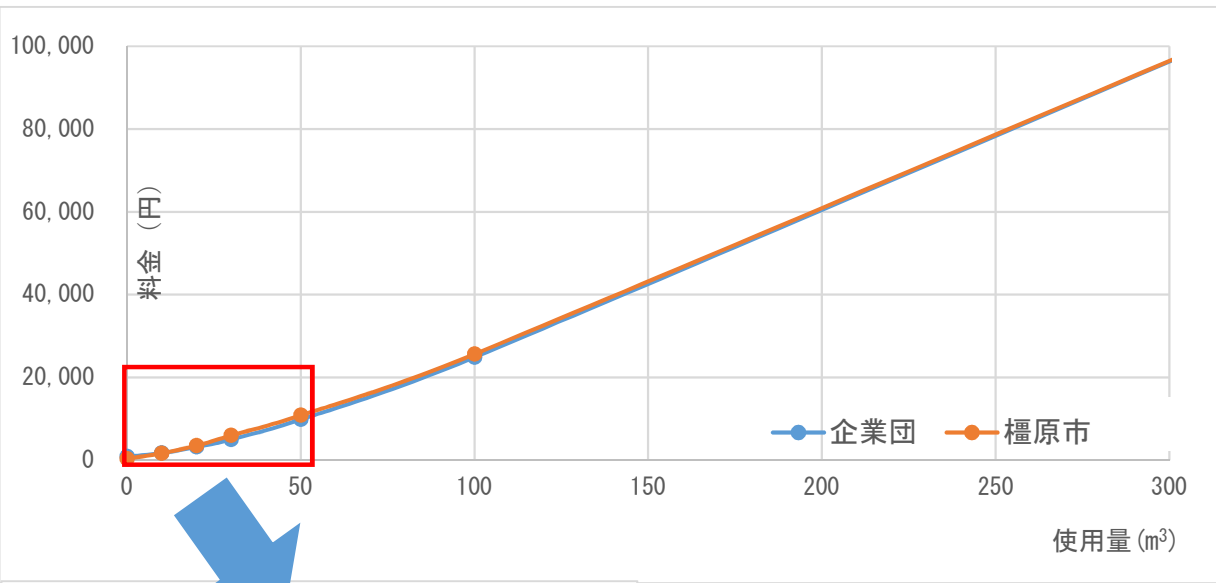
・榎原市の料金体系

口径	基本料金 (円)	従量料金（円/㎡）						
		1～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	101～500㎡	501～1000㎡	1001～3000㎡
13mm	270	130	185	245	295	355	375	410
20mm	370							
25mm	420							
40mm	670							
50mm	3,320							
75mm	3,720							
100mm	4,420							
150mm	7,920							

（ルール）統合後の料金体系と統合前の料金体系と比較して料金が上がる使用者は統合前の料金体系を使用する。→値上がりとなる使用者はない。

●水道料金の計算

○使用した水量に応じた水道料金(口径20ミリ 毎月使用)のイメージ



計算例（税抜）

使用量	榎原市 体系	企業団 体系	水道料金
10㎡	1,670円	1,720円	1,670円
20㎡	3,520円	3,190円	3,190円
30㎡	5,970円	5,030円	5,030円

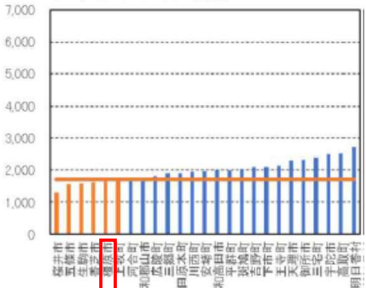
比較して安い方の金額とする

・75ミリ
1,000㎡使用

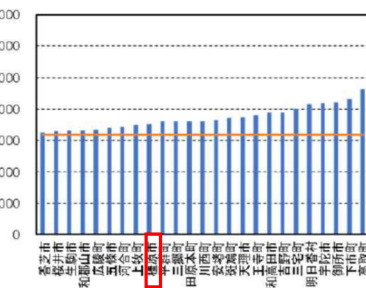


○全団体の状況

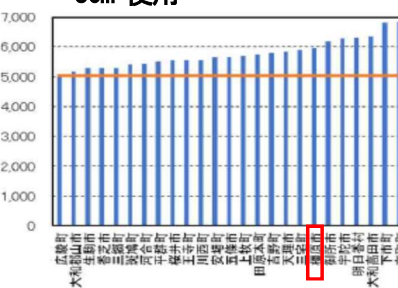
・20ミリ
10㎡使用



20㎡使用



30㎡使用



口径20ミリではほとんどの団体が、値下がり（抑制）となる。一方、口径75ミリでは据え置き（経過措置）となる団体が多くなる。

●施設整備計画

○施設・管路の整備計画

広域化によって交付金を受けることができる。

- ・広域化事業

広域的な施設運用を可能にする施設の統廃合などの整備

			(億円)																																	
整備施設	事業概要	実施地域	事業費（見込）																																	
			30年間計	年度																																
				R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36			
浄水・取水施設	1旧県営水道管路から田ヶ芝配水池へ送水管を布設（布設後に外山浄水場を廃止）	樺井市	0.7	0.1	0.6																															
	2旧県営水道管路から御所市管路へ送水管等を布設（布設後に豊瀬浄水場・樺原配水池を廃止）	御所市	2.6	0.1	0.1	2.9	●																													
	3旧県営水道管路から無山浄水場へ送水管等を布設（布設後に無山・西部浄水場を廃止）	宇陀市	5.5	0.3	1.8	1.8	1.8	●																												
	4旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管を布設（布設後に岩崎浄水場を廃止）	宇陀市	2.8				0.2	1.3	1.3	●																										
	5宇陀市管路間に送水管等を布設（布設後に三井浄水場を廃止）	宇陀市	2.8							0.2	1.3	1.3	●																							
	6旧県営水道管路から五貴山配水池へ送水管等を布設（布設後に五貴山浄水場を廃止）	宇陀市	4.8												0.4	2.2	2.2	●																		
	7五條市・大淀町の管路間に連絡管等を布設（布設後に小島浄水場1系を廃止）	五條市・大淀町	7.3	1.2	1.2	1.2					0.7	2.9	●																							
	8桜ヶ丘浄水場の取水・浄水施設を更新	大淀町	26.3	1.5	1.2	3.7	3.7	2.5	2.5	3.7	2.5	2.5	2.5																							
	9御所浄水場・樺井浄水場の取水・浄水施設を更新	全体	238.9	14.9	5.1	10.4	19.2	15.7	15.3	16.1	12.4	15.2	14.8	6.4	5.1	0.2	0.7	4.9	2.9	2.3	8.5	9.3	1.9	1.6	3.1	3.0	4.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6			
	10旧県営水道管路から樺原市管路へ送水管等を布設（布設後に真直等地區加圧ポンプを廃止）	樺原市	3.8				0.3	3.5	●																											
送配水施設	11樺井市・樺原市の管路間に配水管を布設（布設後に豊瀬地区加圧ポンプを廃止）	樺原市	1.9						0.2	1.7	●																									
	12一町配水池から高取町への送水のための計装設備を新設	樺原市・高取町	0.1	0.1	0.1																															
	13旧県営水道管路から御所市管路へ送水管等を布設（布設後に秋津配水池を廃止）	御所市	2.2							0.2	2.0	●																								
	14旧県営水道管路から生駒市管路へ送水管等を布設	生駒市	2.2													0.2	2.0																			
	15生駒市管路間に配水管を布設（布設後に東生駒配水池を廃止）	生駒市	1.5														0.1	1.3	●																	
	16旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管等を布設（布設後に豊田ポンプ場を廃止）	宇陀市	1.4						0.1	1.3	●																									
	17旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管等を布設（布設後にあかね台高区配水池を廃止）	宇陀市	1.3								0.1	1.2	●																							
	18旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管を布設（布設後に平尾配水池を廃止）	宇陀市	0.1															0.1	0.1	●																
	19旧県営水道管路から安堵町管路へ送水管等を布設（布設後に安堵配水池を廃止）	安堵町	2.2	0.2	2.0	●																														
	20旧県営水道管路から高取町管路へ送水管等を布設（布設後に高区・低区配水池を廃止）	高取町	4.1	0.4	3.7	●																														
	21高取町管路の加圧設備を新設（新設後に与瀬配水池を廃止）	高取町	0.8								0.1	0.8	●																							
	22明日香調整池・明日香村配水池間の連絡管を布設	明日香村	0.1	0.1	0.1																															
	23旧県営水道管路から上牧町管路へ送水管等を布設（布設後に上牧町配水池を廃止）	上牧町	2.6								0.2	2.3	●																							
	24旧県営水道管路から広陵町管路へ送水管等を布設（布設後に大野配水池を廃止）	広陵町	2.2								0.2	2.0	●																							
	25広域水道センターへ追塩設備を新設	全体	2.2	0.2	2.0																															
	26旧県営水道の送水施設を更新	全体	1,156.7	48.1	40.6	35.2	32.7	31.8	24.3	34.5	40.7	40.4	46.3	33.1	31.7	32.7	42.8	33.2	37.9	39.1	36.3	35.2	43.2	43.8	44.6	45.2	43.3	40.5	39.4	41.4	39.6	40.0	39.2			
	27集中監視制御システムを新設	全体	47.1	6.9	7.1	2.0	6.7	9.2	7.5	4.9	1.4	1.4																								
合 計			1,524.1	67.1	65.4	61.7	59.7	58.4	56.2	64.1	66.4	61.5	73.3	39.4	37.1	35.3	47.8	39.5	41.0	41.5	44.8	44.4	45.1	45.4	47.7	48.2	47.9	48.1	47.0	49.0	47.1	47.6	46.8			

（注）・●は、既存浄水場の廃止年度を示す。
・事業費（見込）は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。
・具体的な実施に当たっては、整備方法や事業費が変更となる場合がある。
・施設の統廃合（最適化）を行う施設のうち、事業費を伴わないものを除く。

- ・運営基盤強化等事業

各団体の管路更新事業にも充当できる。

実施 地域	管 路 区 分	主 な 管 種	管口径 (mm)	事 業 費（見込）														事業費（見込） 30年間 計	
				10年間 計	年 度														
					R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16					
大和高田市	配水管	石綿セメント管	50～300	26.8	3.2	2.1	2.3	3.3	3.2	2.2	3.3	3.2	2.2	2.3				86.8	
大和郡山市	導水管・送水管・配水管	ダクタイル・鋼鉄管K形・硬質塩化ビニル管	40～500	87.8	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	9.0	9.0	9.0				233.8	
天理市	重要給水施設管路・送水管・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・K形・鋼鉄管	25～600	60.1	4.0	4.0	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5				190.3	
樺原市	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	75～600	73.3	6.3	6.3	6.3	6.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	6.3				199.9	
桜井市	重要給水施設管路・配水管	鋼鉄管・ダクタイル・鋼鉄管A形・K形	75～600	30.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0				90.0	
御所市	配水管	石綿セメント管・硬質塩化ビニル管	50～200	25.4	3.6	3.9	2.7	2.0	2.4	2.1	2.2	2.3	1.9	2.3				41.5	
生駒市	導水管・送水管・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50～600	85.7	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6				252.0	
香芝市	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形	50～600	44.1	4.1	4.5	6.4	4.4	6.2	5.3	5.3	2.2	2.9	2.9				101.6	
平井市	重要給水施設管路・送水管・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	25～350	18.5	1.2	1.4	2.2	2.2	2.4	1.7	1.9	1.6	1.9	2.1				62.5	
平群町	配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50～350	7.1	0.8	0.7	0.8	0.4	1.0	0.6	0.8	0.8	0.5	0.8				15.3	
三郷町	配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・鋼鉄管・硬質塩化ビニル管	100～300	24.1	3.0	3.1	3.2	2.7	3.1	2.0	1.5	1.6	2.0	2.0				64.1	
斑鳩町	配水管	硬質塩化ビニル管	100～200	21.4	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1				64.1	
安堵町	配水管	石綿セメント管	100～200	3.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2				7.7	
川西町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・K形・鋼鉄管	50～300	13.6	1.2	0.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5				25.0	
三宅町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・K形・鋼鉄管	50～300	8.1	1.2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8				29.5	
田原本町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・K形・鋼鉄管	50～500	28.4	2.0	1.8	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1				76.8	
高取町	配水管	鋼鉄管・石綿セメント管・硬質塩化ビニル管	75～200	6.6	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7				16.6	
明日香村	配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	75～300	4.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.1	0.6	0.6	0.3	0.6	0.2				15.3	
上牧町	配水管	硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	50～300	15.3	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.7	1.8	1.7	1.8				51.9	
王寺町	配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形	150～400	22.5	2.2	2.0	3.0	2.2	2.0	2.3	2.6	2.0	2.0	2.2				63.9	
広陵町	重要給水施設管路	硬質塩化ビニル管・鋼鉄管	75～450	35.8	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5				75.5	
河合町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50～300	10.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				30.0	
五條市	送水管・配水管	ダクタイル・鋼鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	50～500	16.6	1.8	2.2	2.0	2.1	2.3	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0				36.0	
吉野町	送水管・配水管	鋼鉄管・硬質塩化ビニル管	75～150	6.2	0.7	0.2	0.2	0.3	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7				19.0	
大淀町	送水管・配水管	硬質塩化ビニル管・ダクタイル・鋼鉄管K形	75～350	14.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	3.1	3.1	3.1				28.7	
下市町	送水管・配水管	硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	50～200	5.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6				9.4	
合 計				695.1	66.3	64.5	72.2	69.1	74.4	69.8	71.4	69.5	69.5	68.4				1,887.1	

（注）・事業費（見込）は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。
・具体的な実施に